

住民票、戸籍関係の 証明書などの郵送請求 が便利になります

証明郵送センターでまとめて受け付け

住民票や戸籍関係の証明書などを郵送で請求する場合、従来は住民登録や本籍のある区戸籍住民課が請求先でしたが、9/27(火)投函分から証明郵送センターが請求先になります。同センターでは、市内全区分の証明書を取り扱います。

[詳細](#) 住民情報課 ☎211-2296



証明郵送センターで取り扱う証明書

- ・住民票 ・戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)
- ・戸籍個人事項証明書(戸籍抄本) ・改製原戸籍
- ・戸籍の附票 ・身分証明書 ・転出証明書 など

※これまで区戸籍住民課で郵送対応していたものが対象。市税証明の郵送請求は従来通り中央市税事務所納税課へ

9/27(火)以降に投函する分の請求方法

封筒の宛先に「〒060-8507札幌市証明郵送センター」(住所の記載は不要)と記入し、請求書や本人確認書類などの必要書類と手数料分の定額小為替、切手を貼った返信用封筒を同封して郵送。必要書類や手数料は従来と同じ

※区戸籍住民課に郵送請求した場合、転送に要する日数分発送が遅れる場合あり



10/1(土)から一部の 後期高齢者の方の 医療費負担割合が2割に

一定以上の所得がある1割負担の方が対象

負担割合は新しい保険証でご確認を

■新しい保険証

9月中旬に、被保険者の方全員に送付します。
※届き次第使用可能。現在お使いの保険証は、新しい保険証が届き次第破棄してください

■負担割合が2割負担になる方

現在1割負担で、課税所得が28万円以上となる被保険者がいる世帯のうち、次の①と②の世帯の方です。詳細は、保険証に同封する案内文でご確認ください。

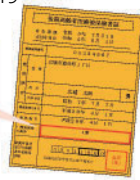
	世帯内にいる被保険者	年金収入とその他の合計所得金額の世帯の合計額
①	1人	200万円以上
②	2人以上	320万円以上

※重度心身障がい者医療費助成を受けている方は、上記に関わらず、窓口負担は変わりません

現役世代の保険料負担の上昇を抑えるため、後期高齢者医療制度が変わり、被保険者*の一部の方の医療費の自己負担割合が2割になります。

※75歳以上の方、65歳~74歳で一定の障がいがあり認定を受けた方
[詳細](#) 負担割合の判定方法などは北海道後期高齢者医療広域連合コールセンター ☎0570-550-037 (9/15(水)開設)、制度改正に関することは厚生労働省コールセンター ☎0120-002-719

負担割合はこちらに記載。10月から2割になる方は、「2割(令和4年9月30日までは1割)」と記載されています



■2割負担になる方への負担軽減措置

外来医療費の窓口負担割合引き上げに伴う1か月当たりの負担増加額を、令和7年9月分まで最大3,000円に抑えます(入院の医療費は対象外)。

申請不要。負担増加額が3,000円を超えた場合、超えた分を高額療養費の返還用に登録されている口座に後日払い戻し。口座登録のない方は、10月に北海道後期高齢者医療広域連合から送付する申請書を確認し、11/30(水)(必着)まで



今月のニュース

新しく始まる事業や制度の変更など注目のトピックをお届け!

原油価格・物価高騰の影響を受ける 市民の皆さんを支援

子育て世帯への給付や水道料金の減額

子育て世帯への臨時特別給付金の支給

対象 平成16年4月2日以降生まれの児童(一定の障がいがある児童は20歳未満)を養育する世帯
※本給付金は市独自の給付金として、児童1人当たり1万円の北海道子育て世帯臨時特別給付金(同時期に市を通じて支給)の対象外の世帯に支給

支給額 児童1人当たり1万円

支給時期 9/28(水)以降順次

申請右記の通り。申請が必要な場合は9月上旬~中旬に市から送付する申請書と必要書類を、来年2/28(火)(消印有効)まで

引き続き新型コロナウイルス感染症が流行する中、原油価格・物価の高騰の影響を受けている皆さんに、支援を実施します。子育て世帯には児童1人当たり1万円の臨時特別給付金を支給するほか、家庭で水道を利用する方には、水道料金の基本料金を減額します。

申請必要 平成16年4月2日~平成19年4月1日生まれの児童のみを養育する世帯、公務員で児童手当を受給している世帯 など

申請不要 本年4月分の児童手当(公務員を除く)、児童扶養手当、特別児童扶養手当の受給世帯 ※一部の方は申請が必要な場合あり

※詳細をホームページなどで確認の上、申請が必要な方で申請書が届かない場合は、専用コールセンターへお問い合わせを

[詳細](#) 専用コールセンター ☎050-3665-7660

札幌市 子育て給付金 1万円 検索

水道料金の減額

対象 家庭で水道を通常利用している(市水道局と契約している水道利用者のうち、家事用の料金が適用されている)方

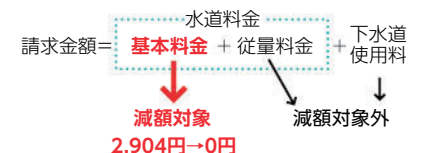
減額となる料金 税込込み合計2,904円(10月、11月の水道メーター検針分のうち、基本料金2カ月分)

※使用量に応じて加算される従量料金や、下水道使用料は減額の対象外

※10月、11月に転居や転入した場合などは、減額となる基本料金が2カ月分(2,904円)に満たない場合や、減額対象にならない場合あり

申請不要。対象者には基本料金を差し引いた額を請求

(減額後の請求のイメージ)



[詳細](#) 水道局電話受付センター ☎211-7770 (減額に関することは平日8時45分~17時15分)

札幌市 水道 減額 検索



News04

新幹線工事に伴い 札幌駅西側の地域で 交通規制を実施

う回へのご協力をお願いします

2030年度末に開業予定の北海道新幹線(新函館北斗~札幌間)の工事に伴い、JR桑園駅~JR札幌駅間の一部の道路や歩道で、通行止めなどの交通規制が行われます。

詳細 新幹線推進担当☎211-2378、新幹線工事に関することは鉄道・運輸機構北海道新幹線建設局☎231-3456



交通規制の対象となる場所



*工事期間は2027年ごろまでを予定

News05

SAPICAポイント 付与率の見直し

市営地下鉄の経営維持のための取り組み

10/1(土)から、ICカード[SAPICA]を利用して市営地下鉄に乗車する際に付与されるSAPICAポイントの付与率を、10%から3%に変更します。今後も市営地下鉄の経営を維持していくために、ご理解をお願いします。

詳細 事業管理部営業課☎896-2706

見直しの内容

○付与率 10%→3%

※1ポイント未満の端数は切り捨て

○適用開始時期 10/1(土)の始発乗車分から

※バス、路面電車も同様の見直しを実施



ポイント付与率見直しの背景

市営地下鉄では、新型コロナウイルス感染症拡大などにより、乗車料収入が大幅に減少しています。今後の収益構造改善のためには、ポイント付与率の見直しが必要と判断しました。